

大学奨学金利子補給事業 【新規】提出書類チェックシート

【申請書類について】

★ 下記①～⑥（該当の方は⑦も）をご提出ください

① 茨木市大学奨学金利子補給事業給付金給付申請書（兼請求書）

- 申請書(請求者)の住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレスは申請者(請求者)本人のものですか。
- 給付金振込先口座の口座名義は申請者(請求者)本人のものですか。
- 支店番号、口座番号は記入していますか。
※ゆうちょ銀行の口座への振込を希望される場合は、記入例の裏面をご覧ください。
- 同意書欄に、申請者(請求者)氏名を記入していますか。

② 誓約書

- 誓約内容を確認し、住所、氏名、生年月日、性別を記載していますか。

③ チェックシート（この用紙）

- 必要書類すべてを用意しましたか
- 各項目に☑を入れましたか

④ アンケート

- 今後の事業運営の参考にするため、ご記入いただきますようご協力お願いします。

⑤ 内訳表

- 日本学生支援機構へ電話で取り寄せましたか。
- 返済口座の名義人は申請者ご本人様ですか。
- 最終返還期日は 2032年10月以降 ですか。

⑥ 入金一覧表

- 「2022年10月～2023年9月分」の利息額が掲載されていますか。

<内訳表・入金一覧表お取り寄せお問合せ先>

奨学金相談センター（日本学生支援機構）

電話 0570-666-301

受付 月～金 9時～20時（土日祝・年末年始を除く）

おかけ間違いのないよう、番号をよくお確かめの上お電話ください。

裏面に続きます

⑦ (該当者のみ) 非課税証明書

※以下2点全てに該当される方のみ提出が必要です。

- ・ 令和5年1月1日以降に茨木市に転入された方
- ・ 令和5年度の税が非課税の方

- 以前住んでいた市に「非課税証明書」を取り寄せましたか
- 令和5年度の市民税は非課税でしたか

茨木市内の保育所等に保育士として就労中・就職予定の方へ

茨木市では、奨学金を利用して保育士資格を取得し、茨木市内の保育所等に保育士として令和3年4月1日以降に就職された方を対象に奨学金の返済を支援する「保育士奨学金返済支援事業」を実施しています。この制度を利用している、または利用する予定のある方は、本事業の対象外となるためご注意ください。なお、二重に受給された場合は返還請求いたします。

「保育士奨学金返済支援事業」については、保育幼稚園総務課にお問い合わせまたは市ホームページでご確認ください。

● 保育幼稚園総務課 TEL072-655-2753

■ 提出期限 令和5年12月15日(金) (必着)

■ 提出方法

窓口を持参する場合：茨木市役所南館3階19番窓口 こども政策課までご持参ください。

郵送の場合：〒567-8505 茨木市こども政策課「大学奨学金利子補給事業」担当まで 特定記録、簡易書留またはゆうメールでご提出ください。
(普通郵便は未着時に追跡できないため、責任を負いかねます)

■ 当事業の問合せ先

茨木市こども政策課 子ども・若者支援グループ

担当 大和・馬場・吉田

電話 072-620-1625

Mail kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp